

# 第四次地域管理経営計画書

## (下北森林計画区)

計画期間 ( 自 平成26年4月1日 )  
( 至 平成31年3月31日 )

東北森林管理局

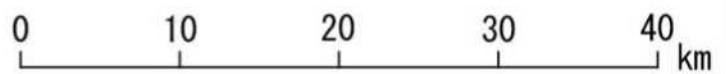
この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする下北森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。



# 下北森林計画区の位置図



|   |      |
|---|------|
|  | 国有林野 |
|  | 官行造林 |





## 目 次

|  |    |
|--|----|
| はじめに   | 1  |
| <b>1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項</b>   |    |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針   | 2  |
| ① 森林計画区の概況   | 2  |
| ② 国有林野の管理経営の現状及び評価   | 2  |
| ア 計画区内の国有林野の現況   |    |
| イ 主要事業の実績  |    |
| (ア) 伐採量  |    |
| (イ) 更新量  |    |
| (ウ) 保育量  |    |
| (エ) 林道の開設及び改良  |    |
| (オ) 保護林・緑の回廊   |    |
| ③ 持続可能な森林経営の実施方向   | 5  |
| ア 生物多様性の保全   |    |
| イ 森林生態系の生産力の維持   |    |
| ウ 森林生態系の健全性と活力の維持  |    |
| エ 土壌及び水資源の保全と維持  |    |
| オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持  |    |
| カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進   |    |
| キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組   |    |
| ④ 政策課題への対応   | 8  |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項   | 9  |
| ① 機能類型ごとの管理経営の方向   | 9  |
| ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項   |    |
| (ア) 土砂流出・崩壊防備エリア   |    |
| (イ) 気象害防備エリア   |    |
| イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項   |    |
| ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項   |    |
| エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項   |    |
| オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項   |    |
| ② 地域ごとの機能類型の方向   | 11 |
| ア 田名部・出戸地区(1～22、24～45、60～73、76～83、128～137、149～152、154～159、161～166、214～217、219～221、225、234～237、240～244、249～252林班) |    |
| イ 東通・老部地区(46～54、84、86～96、176、177、181～183、190～213、238、239、348～386、421～439、661～664林班)                              |    |
| ウ 東川内・西川内・湯の川地区(701～816、818～826、828、831～885林班)   |    |
| エ 宿野部・蛸崎・脇野沢地区(886～985林班)  |    |

- オ 大畑・薬研・赤滝地区(1001～1004、1021～1162、1164～1196林班)
- カ 大間・易国間地区(2001～2033、2035～2096林班)
- キ 佐井・牛滝地区(2234～2343林班)

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| (3) | 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 | 14 |
| ①   | 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及              | 14 |
| ②   | 林業事業体の育成                           | 14 |
| ③   | 民有林と連携した施業の推進                      | 14 |
| ④   | 森林・林業技術者等の育成                       | 14 |
| ⑤   | 林業の低コスト化等に向けた技術開発                  | 15 |
| ⑥   | その他                                | 15 |
| (4) | 主要事業の実施に関する事項                      | 15 |
| ①   | 伐採総量                               | 15 |
| ②   | 更新総量                               | 16 |
| ③   | 保育総量                               | 16 |
| ④   | 林道の開設及び改良の総量                       | 16 |
| (5) | その他必要な事項                           | 16 |
| ①   | 地球温暖化防止対策の推進                       | 16 |
| ②   | 生物多様性の保全                           | 16 |

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| (1) | 巡視に関する事項                 | 17 |
| ①   | 山火事防止等の森林保全巡視            | 17 |
| ②   | 境界の保全管理                  | 17 |
| (2) | 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | 17 |
| (3) | 特に保護を図るべき森林に関する事項        | 17 |
| ①   | 保護林                      | 17 |
| (4) | その他必要な事項                 | 18 |
| ①   | 溪畔周辺の取扱い                 | 18 |
| ②   | 希少な野生動植物の保護              | 18 |
| ③   | 野生動物との共生及び被害対策           | 18 |
| ④   | その他                      | 18 |

## 3 林産物の供給に関する事項

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | 19 |
| (2) | その他必要な事項             | 19 |
| ①   | 木材利用の推進              | 19 |
| ②   | きのこ原木等の安定供給に向けた取組    | 19 |

## 4 国有林野の活用に関する事項

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| (1) | 国有林野の活用の推進方針  | 19 |
| (2) | 国有林野の活用の具体的手法 | 20 |

|  |       |
|--|-------|
| 5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針                | 20    |
| 6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項 | 20    |
| (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針   | 20    |
| (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項                      | 20    |
| 7 国民の参加による森林の整備に関する事項  |       |
| (1) 国民参加の森林に関する事項  | 21    |
| (2) 分収林に関する事項  | 22    |
| (3) その他必要な事項   | 22    |
| ① 森林環境教育の推進  | 22    |
| ② 森林の整備・保全等への国民参加  | 22    |
| ③ 地域に根ざした自主的な取組の推進   | 22    |
| ④ 双方向の情報受発信  | 22    |
| 8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項   |       |
| (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項   | 23    |
| (2) 地域の振興に関する事項  | 23    |
| (3) その他必要な事項   | 23    |
| 国有林の機能類型別森林分布図・別表1～6   | 24～26 |





## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進し、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきた。

このような中で、森林に対する国民の要請は国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなっている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

さらに、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（以下東日本大震災）からの本格的な復旧・復興に向けては、復興ニーズや民有林材の動向等に応じた木材の機動的な供給や復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組んでいく必要がある。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、東北森林管理局においては、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の下北森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた第四次計画である。

今後、下北森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、平成26年4月1日を始期として策定した本計画に基づき適切に行うこととする。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## (1) 国有林野の管理経営の基本方針

### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、青森県下北半島全域を範囲とする下北森林計画区内の国有林野87,070haである。

当計画区は恐山火山群当の山岳地帯と東通地区の丘陵地帯に大別され、恐山火山群からは大畑川が津軽海峡へ、川内川が陸奥湾へと注ぐとともに、東通地区の丘陵地帯からは田名部川が陸奥湾へと注いでいる。

林況は、林地面積の64%がブナやヒバを主とする天然林、34%が主にスギ人工林である。

当計画区内は、恐山をはじめとして優れた景観と自然環境を有する地域が多く、天然記念物のニホンザルやニホンカモシカはじめとした貴重な動植物が生息する原生的な天然林等を維持・保全するため、「恐山山地森林生態系保護地域」を設定しているほか、「下北半島国定公園」、「青森県自然環境保全地域」等に指定されている。これらの地域は薬研温泉や湯野川温泉等の温泉地、恐山や尻屋崎等の景勝地など観光資源に恵まれており、登山、散策等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されている。

林業・木材産業については、日本三大美林に数えられる青森ヒバの産地であることから、古くからヒバの生産・加工で栄えてきた地域であるが、近年はその資源量の減少等も影響し、専門の加工業者は数社残る程度となった。一方戦後造林したスギ等については収穫期を迎え、伐採量の増加が見込まれるところである。このような当計画区の特徴を踏まえ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

#### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成25年11月時点）としては、人工林を中心とする育成林が30,043ha（育成単層林29,878ha、育成複層林165ha）、天然生林が52,644haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではヒバ5,439千m<sup>3</sup>、スギ3,977千m<sup>3</sup>、アカマツ633千m<sup>3</sup>、カラマツ279千m<sup>3</sup>、広葉樹ではブナ2,894千m<sup>3</sup>、ナラ類356千m<sup>3</sup>となっている。また、林相別では、針葉樹林30千ha、針広混交林30千ha、広葉樹林23千haとなっている。

人工林の齢級構成では、7齢級から11齢級が約7割を占め、13齢級以上の高齢級林分は約1割となっている。

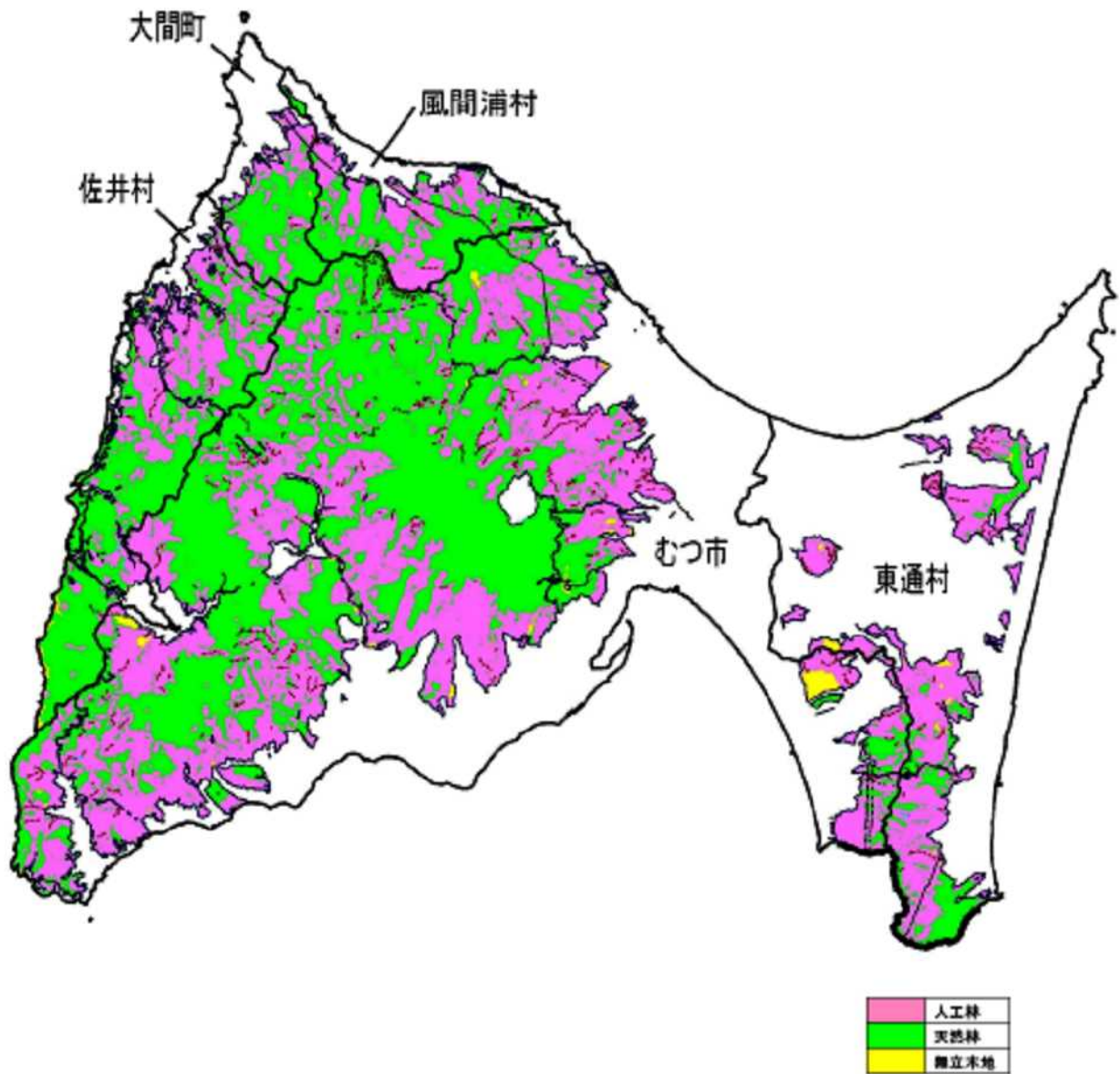


図-1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第三次計画（平成21年度～平成25年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、概ね計画どおりの実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化防止対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したが、計画をやや下回る実績となった。

(単位：材積 千m3)

|     | 計画  |                  |       | 実績  |                  |
|-----|-----|------------------|-------|-----|------------------|
|     | 主伐  | 間伐               | 臨時伐採量 | 主伐  | 間伐               |
| 伐採量 | 354 | 554<br>(8,389ha) | 81    | 382 | 441<br>(4,698ha) |

注1) ( ) は間伐面積である。

注2) 実績の数値は、平成21年度～平成24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

注3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので集計上、主伐・間伐に整理している。

(イ) 更新量

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、予定した箇所の伐採面積が減少したことなどにより、計画を下回る実績となった。

(単位：面積ha)

|     | 計画    |      | 実績   |      |
|-----|-------|------|------|------|
|     | 人工造林  | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更新量 | 1,036 | 781  | 600  | 303  |

注) 実績の数値は、平成21年度～平成24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

つる切・除伐については、概ね計画どおりの実績となった。

(単位：面積ha)

|  | 計画 | 実績 |
|--|----|----|
|  |    |    |

|     |       |        |       |        |
|-----|-------|--------|-------|--------|
|     | 下刈    | つる切・除伐 | 下刈    | つる切・除伐 |
| 保育量 | 3,151 | 288    | 1,939 | 285    |

注) 実績の数値は、平成21年度～平成24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所<sup>①</sup>の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

| 区分 |          | 計画   | 実績   |
|----|----------|------|------|
| 開設 | 路線数      | 62   | 21   |
|    | 延長量 (km) | 59.9 | 35.7 |
| 改良 | 路線数      | 0    | 26   |
|    | 延長量 (km) | 0    | 6.0  |

注) 実績の数値は、平成21年度～平成24年度の実績に平成25年度の見込みを加えた数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。また、本計画区において緑の回廊は設定無し。

(単位：面積 ha)

|     | 前計画期首 |       | 前計画期末 |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | 箇所数   | 面積    | 箇所数   | 面積    |
| 保護林 | 4     | 5,584 | 4     | 5,584 |

(単位：延長 km、面積 ha)

|      | 前計画期首 |    | 前計画期末 |    |
|------|-------|----|-------|----|
|      | 延長    | 面積 | 延長    | 面積 |
| 緑の回廊 | 0     | 0  | 0     | 0  |

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代と

ともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス※1に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

#### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、希少な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林の保全・管理
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 希少野生動植物が生息・生育する区域における施業時期及び施業方法への配慮
- ・ 溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

#### イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫・ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化

#### エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源<sup>かん</sup>の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

#### オ 地球炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を発揮させるため木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 利用間伐等、計画的な木材生産

#### カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「遊々の森」等の国有林を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 自然観察教育林等のレクリエーションの森の利用促進

#### キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・ 保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査の継続実施
- ・ 森林現況の着実な把握

※1 「モントリオールプロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加しており、2007年（平成19年）1月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応えるため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

| 視 点                              | 主な取組目標  |
|----------------------------------|---|
| 森林の公益的機能の発揮                      | <p><b>【生物多様性の保全】</b><br/>「恐山山地森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、モニタリング調査を実施する。</p> <p><b>【森林吸収源対策の推進】</b><br/>森林吸収源対策については吸収量確保のため、間伐、除伐等の森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。</p> <p><b>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</b><br/>人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所等について、計画的に治山事業を実施する。</p>   |
| 地域の林業・木材産業への貢献                   | <p><b>【木材の安定供給】</b><br/>スギ・ヒバを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。</p> <p><b>【民国連携した森林整備の実施】</b><br/>民有林と国有林が混在している地域において、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地を設定し、連携した森林施業を推進する。</p>  |
| 「国民の <sup>もり</sup> 森林」としての国有林の活用 | <p><b>【国民参加の森林づくり】</b><br/>ふれあいの森林として設定された「みらいの森」、「かけはしの森」、「片崎山・憩いの森」や「遊々の森」として設定された「鉾山の森」、「チャレンジパーク黒森」等において、引き続き必要な助言や技術指導等の支援を実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を推進する。</p> <p>また「レクリエーションの森」として設定された「恐山・薬研自然観察教育林」、「せせらぎの森」については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図る。</p> <p>さらに近年、森林・林業に関するボランティアによる取り組みが広まりをみせていることから、森林ボランティアを募り、森林パトロール、森林環境美化運動等を積極的に実施していく。</p> |
| 東日本大震災に関する復旧                     | <p><b>【国民の期待に応じた林産物の供給】</b><br/>土木用復興資材等の安定供給に努める。</p>  |



## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### ① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

| 機能類型      |              | 公益的機能別施業森林                          |                                     |                                     |
|-----------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 山地災害防止タイプ | 土砂流出・崩壊防備エリア | 水源涵養機能維持増進森林<br>(立地条件により除外する場合もある。) | 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林<br>(対象区域:別表1) |                                     |
|           | 気象害防備エリア     |                                     | 快適環境形成機能維持増進森林<br>(対象区域:別表2)        |                                     |
| 自然維持タイプ   |              |                                     | 保健機能維持増進森林<br>(対象区域:別表3)            | 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林<br>(対象区域:別表4) |
| 森林空間利用タイプ |              |                                     | 保健機能維持増進森林<br>(対象区域:別表5)            | 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林<br>(対象区域:別表6) |
| 快適環境形成タイプ |              |                                     | 快適環境形成機能維持増進森林                      |                                     |
| 水源涵養タイプ   |              |                                     |                                     |                                     |

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 山地災害防止タイプ | うち、土砂流出・崩壊防備エリア | うち、気象害防備エリア |
|-----|-----------|-----------------|-------------|
| 面 積 | 10,357    | 10,090          | 267         |

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 自然維持タイプ | うち、保護林 |
|-----|---------|--------|
| 面 積 | 10,916  | 5,584  |

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 森林空間利用タイプ | うち、レクリエーションの森 |
|-----|-----------|---------------|
| 面 積 | 2,993     | 987           |

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 快適環境形成タイプ |
|-----|-----------|
| 面 積 | 該当なし      |

オ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ |
|-----|------------------------|
| 面 積 | 62,789                 |

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおり

である。

ア 田名部・出戸地区（1～22、24～45、60～73、76～83、128～137、149～152、154～159、161～166、214～217、219～221、225、234～237、240～244、249～252林班）

当地区はむつ市中心部及び東通村西部に位置し、下北半島のシンボリックな存在である釜臥山、カルデラ湖である宇曾利山湖を囲む山岳林と山麓に広がる丘陵林からなっている。主な樹種は山岳林ではヒバ、ブナを主とする天然林で丘陵地帯の大半はスギ、アカマツの人工林からなっている。

宇曾利山湖の周囲一帯は、自然環境の維持、動植物の保護等のため「恐山山地森林生態系保護地域」に設定している。また、宇曾利湖畔は自然探勝及び野生動物の観察に適していることから「恐山・薬研自然観察教育林」に設定している。さらに霊場「恐山」を中心とするこの区域と釜臥山を含む稜線は「下北半島国定公園」に指定されていることから、自然環境の保全と保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

市街地に近い釜臥山東・南側斜面は、火山破片抛出物が堆積した急斜地で山地災害防止機能及び水源涵養機能が期待されるため、「山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）」として区分し、間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

イ 東通・老部地区（46～54、84、86～96、176、177、181～183、190～213、238、239、348～386、421～439、661～664林班）

当地区は東通村及びむつ市南部に位置し、太平洋、陸奥湾に注ぐ河川上流部の丘陵地帯でスギ、マツ類を主とする人工林とヒバ、その他広葉樹を主とする天然林からなっている。

太平洋沿岸北東部の森林は、農耕地、住宅等の保全のため防風保安林に指定され、生活環境保全機能の発揮が期待されている。また太平洋沿岸南部では国有林が海まで迫っており、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されている。このことから、主として「山地災害防止タイプ（気象害防備エリア）」に区分し、間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

ウ 東川内・西川内・湯の川地区（701～816、818～826、828、831～885林班）

当地区はむつ市川内町の川内川流域に位置し、スギ、カラマツ等の人工林及びヒバ、ブナ等を主とする天然林からなっている。

森林と溪流の景観が特に優れている下戸ヶ淵流域の周辺は「せせらぎの森自然観察教育林」に指定され、広くむつ市民に親しまれていること、また、川内ダム湖北岸の上部及び湯の川担当区管内の多くは「下北半島国定公園」に指定されており、特にダム湖上部の国道338号周辺や県道川内佐井線沿線においては景観の保持が期待されていることから、今後とも保健文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 宿野部・蛸崎・脇野沢地区（886～985林班）

当地区はむつ市川内町西部及びむつ市脇野沢に位置し、宿野部川、脇野沢川等の陸奥湾に注ぐ河川の上流部及び平館海峡に面している。主な樹種はスギ、アカマツの人工林

及びヒバを主とする天然林からなっている。

平館海峡に面した当地区西部は、天然記念物「下北半島のサルおよびサル生息北限地」に指定されており、自然環境の保全、保健文化機能を発揮させるため「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

オ 大畑・薬研・赤滝地区（1001～1004、1021～1162、1164～1196林班）

当地区はむつ市大畑町の大畑川流域に位置し、スギ、カラマツ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。

大畑川及び県道むつ恐山公園大畑線周辺は、「恐山・薬研自然観察教育林」の中核をなしており、その全域を保健保安林に指定するとともに、「下北半島国定公園」にも指定されていることから、自然とのふれあいの場の提供等の保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

高橋川流域一帯等山地災害の危険性のある区域は土砂流出防備保安林に指定していることなどから、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

なお、1162林班は昭和6年に「大畑ヒバ施業実験林」として設定し、森林構成群を基礎とする天然ヒバ林の施業方法の実験が行われており、引き続き実施するものとする。

カ 大間・易国間地区（2001～2033、2035～2096林班）

当地区は津軽海峡に面した大間町、風間浦村、むつ市大畑町の西部に位置し、奥戸川、易国間川、小赤川等の河川上流部を区域としている。主にスギ、アカマツ、カラマツ等の人工林及びヒバ、ブナを主とする天然林からなっている。

奥戸川上流の上二股沢一帯は、ニホンザルが生息しており、猿の生息環境が安定しているといわれる地域であることから、その生息環境を保全するため、また、易国間川上流の燧岳周辺一帯は県自然環境保全地域に指定されていることから、自然環境の保全、保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに津軽海峡沿いの国道279号上部にあたる一帯は山地災害の危険性が高く、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定されていることなどから、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

キ 佐井・牛滝地区（2234～2343林班）

当地区は佐井村に位置し大佐井川、古佐井川等の上流部及び津軽海峡に面している。主な樹種はスギ、アカマツ等の人工林及びヒバ、ブナを主とする天然林からなっている。

海岸部においては、起伏に富んだ地形が多いことから景勝地が多く、ほぼ全域が「下北半島国定公園」に指定され、特に「仏ヶ浦」は史跡名勝天然記念物に指定されていることから、景観の維持等保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、津軽海峡に面した急斜地では国道338号線の保護等のため土砂崩壊防備保安林、

土砂流出防備保安林に指定されているとともに簡易水道の水源地があることから、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）」に区分して間伐等を行いながら管理経営を行うこととする。

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、下北流域森林・林業活性化協議会や流域内の市町村長と下北地域県民局、下北森林管理署で構成する下北地域森林・林業打合せ等において地域における課題やニーズの把握に努めるとともに、下北地域県民局、市町村、森林組合、林業事業者等と密接な連携を図りながら、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

#### ① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業者と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図るとともに、高性能林業機械研修会等を開催し、民有林における普及・定着に努める。

具体的には高性能林業機械等の利用と低コスト路網の整備等による効率的・効果的な施業や列状間伐に取り組むとともに、下北流域森林・林業活性化協議会等と連携し国有林をフィールドにした効率的な施業方法等の現地検討会等を実施することとする。

#### ② 林業事業者の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業者の安定的な雇用の確保にも資することとする。併せて、国有林材の安定供給システム販売の推進、労働安全の確保、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに取り組む。

#### ③ 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業集約化の取組を支援する。

具体的には、風間浦村内において下北地域県民局、下北地方森林組合等との森林共同施業団地の協定締結等を通じて、民有林と連携した路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

#### ④ 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を各種研修や業務を通じて育成し、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や研修に必要な国有林野の多種多様なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援す

る。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

⑥ その他

ア 木材の安定供給

国有林材の安定供給システム販売を積極的に行うことなどにより下北産材の計画的・安定的な供給を推進する。さらに、委託販売時のヒバ材に、「下北産天然青森ヒバ」のラベリングを行うなどブランド化の促進に努める。

イ 木質バイオマスエネルギーの活用

民有林と連携して、間伐等から生産される木質資源をバイオマスエネルギーとして活用する取組に貢献する。

ウ 安全・安心の取組

県や市町村と連携し、学校の生徒児童に対して、防災・治山事業の取組を紹介する。

エ 上下流域の連携強化

市町村、学校、NPOや漁業協同組合等と連携し、恐山山地森林生態系保護地域等の保護林、レクリエーションの森や造林・保育予定の国有林での見学会、植樹・育樹会や森林教室等を開催する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は、民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努める。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の事業総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m3)

| 区分 | 主伐      | 間伐                   | 臨時伐採量   | 計                      |
|----|---------|----------------------|---------|------------------------|
| 計  | 440,700 | 591,185<br>(8,478ha) | 119,615 | 1,151,500<br>(8,478ha) |

注1)：( )は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

## ② 更新総量

(単位：ha)

| 区 分 | 人 工 造 林 | 天 然 更 新 | 計     |
|-----|---------|---------|-------|
| 計   | 1,135   | 831     | 1,965 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## ③ 保育総量

(単位：ha)

| 区 分 | 下 刈   | つる切・除伐 | 計     |
|-----|-------|--------|-------|
| 計   | 3,917 | 630    | 4,547 |

## ④ 林道の開設及び改良の総量

| 区 分 | 開 設 |        | 改 良 |        |
|-----|-----|--------|-----|--------|
|     | 路線数 | 延長量(m) | 箇所数 | 延長量(m) |
| 計   | 18  | 26,692 | 0   | 0      |

## (5) その他必要な事項

## ① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施する。

また、治山・林道工事での間伐材の利用、民有林と連携した木質バイオマスエネルギーの活用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、コンクリートえん堤に使用する型枠に木製パネル式残存型枠を利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を活用する等木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

## ② 生物多様性の保全

国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈から里山に至るまで多種多様な自然環境を包含し生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、「恐山山地森林生態系保護地域」等の原生的な天然林や希少な野生動植物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

なお、里山等のそれ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推



進する。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。

特に、路網の整備が進むにつれ、ゴミ及び一般産業廃棄物を不法投棄する事例が多数発生していることから、地元住民及び関係機関と連携したパトロールやクリーン活動を実施し、不法投棄の未然防止に努める。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

#### ② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界の巡視、境界標識類の確認、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、巡視活動を通じ、境界の侵害を受けている箇所を発見した場合には、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

特に、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理を行う。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努めるとともに、被害が確認されれば、県、市町村等の関係機関と連携し、民有林と国有林が一体となり防止対策を実施する。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

当計画区は、冷温帯の代表種であるブナにヒバが広範囲に混在する特異な森林を有する宇曾利山湖を取り巻く恐山山地一帯に「恐山山地森林生態系保護地域」を設定しているほか、「二股山ケヤキ林木遺伝資源保存林」等を含め4箇所の保護林を設定しており、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール確立や標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

| 種 類       | 箇所数 | 面積 (ha) |
|-----------|-----|---------|
| 森林生態系保護地域 | 1   | 5,538   |

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 森林生物遺伝資源保存林 | — | —     |
| 林木遺伝資源保存林   | 2 | 43    |
| 植物群落保護林     | — | —     |
| 特定動物生息地保護林  | — | —     |
| 特定地理等保護林    | 1 | 4     |
| 郷土の森        | — | —     |
| 総 数         | 4 | 5,584 |

#### (4) その他必要な事項

##### ① 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

特に、モデル的な河川として、近川（田名部沢）を選定し、この溪畔周辺の整備・保全に取り組むため、「溪畔保全プロジェクト林」を設定する。

また、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(平成13年12月21日付け青森県条例第71号)により、大畑川は平成16年11月に、川内川は平成19年3月にモデル流域として指定されているのに加え、大畑川はスギノコ(ヤマメの地域個体群)の保護水面となっていることから、これらにも配慮することとする。

##### ② 希少な野生動植物の保護

ニホンザル、カモシカ、イヌワシ、クマタカ、オオウラヒダイワタケ等の希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特にイヌワシ、クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

##### ③ 野生動物との共生及び被害対策

ツキノワグマ、ニホンザルなどとの共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、被害対策については県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努めるとともに必要に応じ被害対策を講じる。

##### ④ その他

「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」の森林については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等の人工林が増加し、資源が充実しつつある状

況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。特に、間伐材等のこれまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材のほか、バイオマスエネルギー原料としての利用や土木分野における利用範囲が拡大していることを踏まえ、需要者等と協定を締結し需要先へ直送する「システム販売」により、地域の林業・木材産業の活性化に資する国有林材の安定供給を推進する。

なお、木材価格の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

また、多様な森林資源を有している国有林野の特性を踏まえ、特にヒバについては、神社仏閣用材などの特殊材として、また、耐久性に優れ、抗菌性の高い素材としての需要も多いことから、大径木のほか、今後民有林において増加が想定される中小径木についても持続的かつ計画的な供給に努める。

## (2) その他必要な事項

### ① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新改築をする場合は、率先して木材の利用に努める。

また、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

### ② きのか原木等の安定供給に向けた取組

東日本大震災による原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、安全なきのか原木等が不足している状況の中、国有林への供給依頼が高まることを見据え、安全なきのか原木の供給が可能な林分の把握及び供給可能者と供給希望者のマッチング支援を担うコーディネーターへの情報提供に努めるほか、菌床栽培用のおが粉原木の供給についても努めることとする。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区内の恐山・薬研自然観察教育林は、ヒバ・ブナを主とする天然林からなり、恐山・薬研温泉周辺の自然探勝、動植物の観察の場として利用されている。

このように、国有林野の活用にあたっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

## レクリエーションの森

| 種 類      | 箇所数 | 面 積 (ha) |
|----------|-----|----------|
| 自然休養林    | —   | —        |
| 自然観察教育林  | 2   | 987      |
| 風景林      | —   | —        |
| 森林スポーツ林  | —   | —        |
| 野外スポーツ地域 | —   | —        |
| 風致探勝林    | —   | —        |
| 総 数      | 2   | 987      |

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ取り組む。

また、地方公共団体等との情報交換を密にし、公用・公共用・公益事業のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売却情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供に努める。

## 5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当なし

## 6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該私有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、私有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進する。

### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、私有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## 7 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定している「ふれあいの森林」においては、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

さらに、国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」については、引き続きフィールド及び情報を提供する。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

#### ふれあいの森

| 名 称 (市町村)        | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班)                            |
|------------------|----------|--------------------------------------|
| みらいの森<br>(むつ市)   | 0. 08    | 矢立国有林 (下北 43か1)                      |
| かけはしの森<br>(むつ市)  | 9. 86    | 赤滝山国有林<br>(下北 1087イ1、イ2、1150イ、1150ロ) |
| 片崎山憩いの森<br>(東通村) | 19. 62   | 野牛第1国有林<br>(下北 199イ)                 |

#### 遊々の森

| 名 称 (市町村)           | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班)   |
|---------------------|----------|---|
| 鉦山の森<br>(むつ市)       | 26. 53   | 高野山国有林<br>(下北 719ほ、719へ、719ロ、720ほ、720と3、720る1)  |
| チャレンジパーク黒森<br>(むつ市) | 147. 13  | 佐藤ヶ平 (乙) 国有林<br>(下北 2089ろ、は、に、ほ内、ぬ、2093ぬ、い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、か、2094い1、い2、ろ、に1、に2、へ、と1、と2、ち、ぬ、る、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、イ) |

### (2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、

地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

特に、下流住民等による水源林造成や漁業関係者による分収造林を促進するとともに、企業や団体などに対しても業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進する。

### (3) その他必要な事項

#### ① 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、森林組合等の民有林関係者、漁業協同組合など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」や学校分収造林を活用した、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発を実施するとともに、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進する。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等波及効果が期待される取組にも努める。

#### ② 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

具体的には、佐藤ヶ平国有林のブナ植生回復工事実施箇所において、NPO及び地域住民等と連携し、引き続き整備・保全を図っていくこととする。

#### ③ 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の林業振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努める。

さらに、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

#### ④ 双方向の情報受発信

一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により、森林管理署等の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林野事業との双方向の情報・意見の交換を図り、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

## 8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、高性能林業機械の研修用、大学や試験研究機関等の学術研究用のフィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている「大畑ヒバ施業実験林」、「葉色山水土保全モデル林」、「スギ列状間伐モデル林」をはじめとした各種施業指標林等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

特に、ヒバ天然林については国有林に特徴的な資源であり、民有林においても郷土樹種であるヒバの人工造林に対する関心が高まっていることから、森林総合研究所等の試験研究機関とも連携を図りながら引き続き既存の実験林・試験地の活用によりヒバ中小径木を主体とする林分の間伐、設定目的を果たした保護樹帯の取り扱い等について、技術的な検証を行うとともに、情報提供に努める。

## **(2) 地域の振興に関する事項**

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

### **① 計画的な事業発注**

地球温暖化防止対策としての森林整備事業を計画的に発注し、民間委託することを通じて地域産業の振興に努める。

### **② 蜂蜜採取への配慮**

伐採計画区域内のトチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

## **(3) その他必要な事項**

山地災害防止対策や巡視等により流木流出・水質汚濁等の未然防止に努めるとともに、地方公共団体及び漁業関係者等との情報共有に努める。

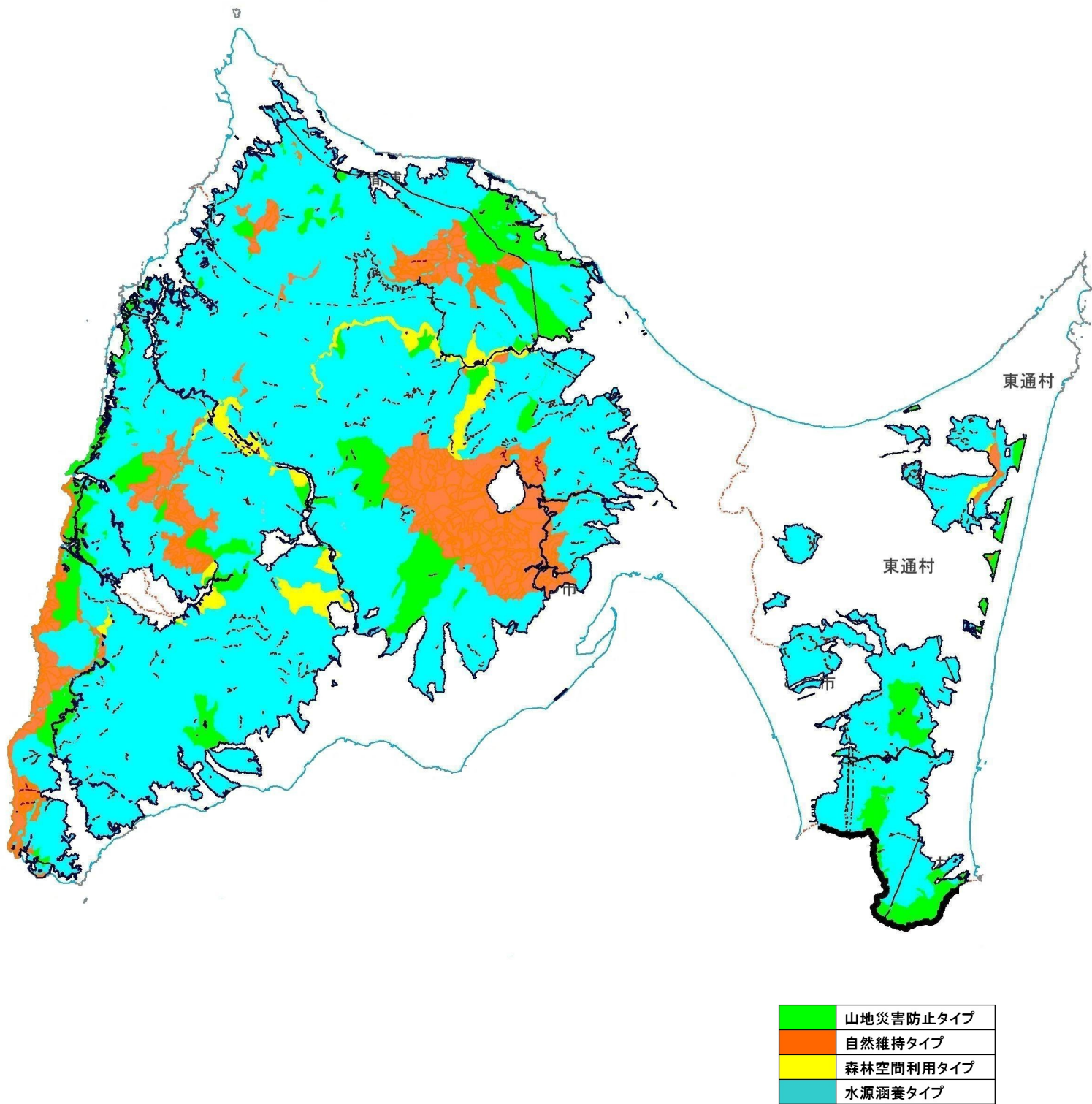


図 - 2 国有林の機能類型別森林分布図



別表1

| 市町村  | 林班名   |   |   |   |  |  |  |   |  |  |  |
|------|---|---|---|---|--|--|--|---|--|--|--|
| むつ市  | 1、<br>31、<br>430、<br>714、<br>748、<br>778、<br>823、<br>864、<br>932、<br>975、<br>1033、<br>1075、<br>1177、<br>2087、 | 2、<br>34、<br>701、<br>715、<br>749、<br>780、<br>824、<br>870、<br>933、<br>979、<br>1034、<br>1088、<br>1179、<br>2088、 | 4、<br>36、<br>703、<br>716、<br>750、<br>781、<br>833、<br>886、<br>934、<br>980、<br>1037、<br>1162、<br>1180、<br>2089、 | 6、<br>37、<br>707、<br>717、<br>751、<br>805、<br>834、<br>891、<br>935、<br>981、<br>1045、<br>1167、<br>1181、<br>2090、 | 7、<br>128、<br>708、<br>718、<br>752、<br>806、<br>835、<br>908、<br>942、<br>982、<br>1048、<br>1168、<br>1182、<br>2091、 | 19、<br>129、<br>709、<br>719、<br>753、<br>807、<br>844、<br>910、<br>943、<br>1024、<br>1051、<br>1170、<br>1183、<br>2092、 | 25、<br>421、<br>710、<br>744、<br>755、<br>808、<br>850、<br>912、<br>961、<br>1026、<br>1052、<br>1171、<br>1184、<br>2093、 | 27、<br>422、<br>711、<br>745、<br>756、<br>809、<br>851、<br>916、<br>963、<br>1027、<br>1055、<br>1172、<br>1191、<br>2085、<br>2094、 | 28、<br>423、<br>712、<br>746、<br>757、<br>810、<br>857、<br>929、<br>965、<br>1028、<br>1056、<br>1173、<br>2086、<br>2095、 | 30、<br>424、<br>713、<br>747、<br>758、<br>811、<br>863、<br>930、<br>966、<br>1029、<br>1074、<br>1176、<br>2086、<br>2096、 |  |
| 大間町  | 2008、<br>2030、  | 2010、<br>2032、  | 2011、   | 2019、   | 2020、  | 2021、  | 2023、  | 2025、   | 2027、  | 2029、  |  |
| 東通村  | 94、<br>358、<br>379、   | 348、<br>361、<br>380、  | 349、<br>362、<br>381、  | 350、<br>363、<br>383、  | 351、<br>365、<br>384、   | 352、<br>366、   | 353、<br>368、   | 354、<br>370、  | 355、<br>371、   | 356、<br>372、   |  |
| 風間浦村 | 2036、<br>2060、<br>2078、   | 2039、<br>2064、<br>2079、   | 2040、<br>2067、<br>2080、   | 2042、<br>2068、<br>2081、   | 2043、<br>2072、<br>2082、  | 2045、<br>2073、<br>2083、  | 2046、<br>2074、<br>2084、  | 2047、   | 2051、  | 2057、<br>2077、   |  |
| 佐井村  | 2243、<br>2259、<br>2275、<br>2290、<br>2302、<br>2313、<br>2330、   | 2244、<br>2262、<br>2276、<br>2291、<br>2303、<br>2314、<br>2331、   | 2245、<br>2264、<br>2280、<br>2292、<br>2305、<br>2315、<br>2332、   | 2246、<br>2265、<br>2281、<br>2293、<br>2306、<br>2316、<br>2335、   | 2247、<br>2266、<br>2282、<br>2294、<br>2307、<br>2318、<br>2336、  | 2248、<br>2268、<br>2283、<br>2295、<br>2308、<br>2319、   | 2249、<br>2270、<br>2284、<br>2296、<br>2309、<br>2320、   | 2251、<br>2272、<br>2285、<br>2298、<br>2310、<br>2325、  | 2252、<br>2273、<br>2286、<br>2299、<br>2311、<br>2328、   | 2253、<br>2274、<br>2287、<br>2301、<br>2312、<br>2329、   |  |

別表2

| 市町村 | 林班名 |     |     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| むつ市 | 19、 |     |     |     |     |     |      |
| 東通村 | 86、 | 87、 | 88、 | 89、 | 92、 | 94、 | 176、 |

別表3

| 市町村  | 林班名   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|
| むつ市  | 3、<br>19、<br>34、<br>64、<br>77、<br>729、<br>798、<br>815、<br>881、<br>1056、<br>1132、<br>1178、 | 5、<br>20、<br>37、<br>65、<br>78、<br>731、<br>799、<br>816、<br>882、<br>1057、<br>1133、<br>1189、 | 6、<br>21、<br>39、<br>66、<br>79、<br>733、<br>800、<br>818、<br>883、<br>1064、<br>1134、<br>1193、 | 7、<br>22、<br>40、<br>67、<br>80、<br>734、<br>801、<br>819、<br>972、<br>1065、<br>1154、 | 13、<br>24、<br>41、<br>68、<br>81、<br>746、<br>802、<br>820、<br>973、<br>1111、<br>1156、 | 14、<br>25、<br>42、<br>69、<br>82、<br>750、<br>804、<br>821、<br>981、<br>1113、<br>1158、 | 15、<br>26、<br>43、<br>70、<br>83、<br>752、<br>806、<br>822、<br>983、<br>1119、<br>1161、 | 16、<br>27、<br>61、<br>71、<br>706、<br>755、<br>808、<br>823、<br>1039、<br>1121、<br>1169、 | 17、<br>29、<br>62、<br>72、<br>710、<br>777、<br>812、<br>824、<br>1049、<br>1128、<br>1174、 | 18、<br>31、<br>63、<br>73、<br>725、<br>790、<br>813、<br>825、<br>1053、<br>1130、<br>1175、 |
| 大間町  | 2010、   | 2011、   | 2014、   | 2016、  | 2017、   | 2022、   | 2024、   | 2026、   | 2028、   | 2029、   |
| 東通村  | 88、   | 91、   | 93、   | 96、  | 191、  | 192、  | 193、  |   |   |   |
| 風間浦村 | 2054、   | 2055、   | 2056、   | 2058、  | 2059、   | 2063、   | 2065、   | 2066、   | 2067、   |   |
| 佐井村  | 2241、<br>2304、<br>2339、   | 2255、<br>2305、<br>2341、   | 2256、<br>2308、  | 2272、<br>2310、   | 2273、<br>2311、  | 2274、<br>2329、  | 2288、<br>2331、  | 2289、<br>2334、  | 2293、<br>2335、  | 2300、<br>2336、  |

別表4

| 市町村  | 林班名            |                |                |                |               |               |       |       |       |       |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| むつ市  | 715、<br>983、   | 718、<br>984、   | 725、<br>985、   | 729、<br>2085、  | 731、<br>2088、 | 733、<br>2090、 | 734、  | 746、  | 752、  | 755、  |
| 大間町  | 2027、          |                |                |                |               |               |       |       |       |       |
| 風間浦村 | 2081、          |                |                |                |               |               |       |       |       |       |
| 佐井村  | 2314、<br>2336、 | 2315、<br>2341、 | 2316、<br>2342、 | 2318、<br>2343、 | 2320、         | 2325、         | 2328、 | 2329、 | 2330、 | 2331、 |

別表5

| 市町村 | 林班名   |   |  |  |  |  |   |   |   |  |
|-----|---|---|--|--|--|--|---|---|---|--|
| むつ市 | 33、<br>740、<br>784、<br>848、<br>1036、<br>1047、<br>1078、<br>1116、<br>1147、<br>1171、 | 35、<br>766、<br>811、<br>849、<br>1037、<br>1048、<br>1082、<br>1117、<br>1149、<br>1172、 | 36、<br>768、<br>837、<br>850、<br>1039、<br>1049、<br>1087、<br>1118、<br>1150、 | 39、<br>769、<br>838、<br>865、<br>1040、<br>1054、<br>1088、<br>1120、<br>1151、 | 43、<br>770、<br>839、<br>866、<br>1041、<br>1058、<br>1095、<br>1122、<br>1152、 | 60、<br>771、<br>840、<br>869、<br>1042、<br>1066、<br>1097、<br>1123、<br>1153、 | 131、<br>772、<br>841、<br>883、<br>1043、<br>1074、<br>1098、<br>1123、<br>1159、 | 724、<br>773、<br>842、<br>884、<br>1044、<br>1075、<br>1105、<br>1137、<br>1164、 | 728、<br>774、<br>843、<br>885、<br>1045、<br>1076、<br>1109、<br>1144、<br>1165、 | 739、<br>782、<br>844、<br>1032、<br>1046、<br>1077、<br>1114、<br>1146、<br>1166、 |
| 東通村 | 193、  | 196、  | 197、   | 199、   | 205、   | 206、   | 207、  | 211、  |   |  |
| 佐井村 | 2264、   | 2265、   |  |  |  |  |   |   |   |  |

別表6

| 市町村 | 林班名            |                |                |                |                |                |                |       |       |       |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|-------|
| むつ市 | 1037、<br>1074、 | 1039、<br>1089、 | 1040、<br>1164、 | 1041、<br>1165、 | 1045、<br>1166、 | 1048、<br>1167、 | 1049、<br>1171、 | 1054、 | 1058、 | 1066、 |